

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1821号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
長岡市	上塩小学校	1級地	長岡市	上塩小学校	1級地
(略)	(略)		(略)	<u>中野俣小学校</u>	
佐渡市	(略)		佐渡市	(略)	
(略)	相川小学校		(略)	相川小学校	
(略)	(略)		(略)	<u>沢根小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
南魚沼市	(略)		南魚沼市	(略)	
(略)	三用小学校		(略)	三用小学校	
(略)	<u>八海中学校</u>		(略)	<u>五十沢中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	<u>城内中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第3（第3条関係） 特別地学校			別表第3（第3条関係） 特別地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
糸魚川市	下早川小学校		糸魚川市	下早川小学校	
(略)	(略)		(略)	<u>市振小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。